

# 議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

## 招 集

令和2年12月21日（月）定例会閉会后 議場

## 出席委員（8名）

（委員長）稲 田 清 （副委員長）安 田 篤  
安 達 卓 是 岡 田 啓 介 奥 岩 浩 基 国 頭 靖  
土 光 均 又 野 史 朗

## 欠席委員（0名）

## 議長及び副議長

岩崎議長 前原副議長

## 説明のため出席した者

【総務部】辻部長

[秘書広報課] 角課長

[財政課] 下関次長兼課長 大塚総括主計員 雑賀主事

## 出席した事務局職員

松下局長 土井次長 瀬尻局長補佐兼庶務担当局長補佐

森井議事調査担当局長補佐 安東議事調査担当主任 先灘調整官

## 傍聴者

石橋議員 今城議員 岡村議員 尾沢議員 門脇議員 田村議員 戸田議員

三嶋議員 矢田貝議員 渡辺議員

報道関係者0人 一般2人

## 協議事件

- 1 市議会3月定例会の日程について
- 2 議会運営に関する提案事項について
- 3 その他

~~~~~

## 午後1時59分 開会

○稲田委員長 ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

協議事件1、市議会3月定例会の日程について、こちらは資料1を御覧ください。令和3年米子市議会3月定例会日程案としてございますが、皆様、こちらの日程でよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○稲田委員長 では、確認いただきましたので、3月定例会は、資料1の日程に沿って行うものといたします。

では、ここで執行部の皆さんは御退席ください。

〔執行部退席〕

○稲田委員長 続きまして、協議事件2、議会運営に関する提案事項についてです。

最初に（1）、委員会におけるインターネット中継についてです。

こちらは、まず委員の皆様からの意見を求めたいと思います。どなたからでも結構ですので、挙手をお願いいたします。特にございませんか。

土光委員。

**○土光委員** このネット中継って、この前概要を説明していただいて、意見というのは。

**○稲田委員長** いろいろとこれまで意見が出ているような御記憶かと思いますが、その中で、また新たに会派に持ち帰っていただいて、中でこうしたほうがいいのかというような意見が今ございますかという意味でございます。これまで出たものはもうこちらで、議事録等で確認しておりますので、特段新しいものがなければ、特になんかということでは把握をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「分かりました」と土光委員〕

**○稲田委員長** 安田委員。

**○安田委員** インターネットに関してですけれども、なかなか委員会室で委員会を開けるような状況っていうのが、先を見通せないコロナの状況であります。気になるのが、この議場でのこのアクリル板等がやっぱりない場合での、この議会での議会運営っていうのがいかなんかかと、こう思っております、ここでも委員会開けるのがまだまだ続くんじゃないかなっていう懸念がありますので、ここの当局、また議員においても、やっぱり感染拡大の防止の観点から、アクリル板を設置すべきじゃないかなと、こう思っております、検討をいただけたらと思います。

**○稲田委員長** 今、安田委員からございましたアクリル板ですね。これは、当局側と議員側、両方という、それも含めて、両方。

〔「両方です」と安田委員〕

**○稲田委員長** 両方ですね。では、そちら検討するというところで、よろしいでしょうか。議長、副議長もよろしいでしょうか。

〔「はい」と岩崎議長〕

**○稲田委員長** では、また次回、あるいはできるだけ早い時期に、このような案でどうかというのを、また協議した結果をお伝えしたいと思います。

土光委員。

**○土光委員** 今のは、2の1のことに関してではないですよね。インターネット中継とアクリル板は何か関連があるんですか。

**○稲田委員長** 安田委員。

**○安田委員** 関連があるかっていうことではなくて、なかなか委員会室で開ける、また、この議場での委員会をずっとやっていく中において、インターネットで配信するっていうことも含めて、やっぱりここの感染防止っていうのは必要じゃないかなというので提案をさせていただきました。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 別に、今の提案にどうこう言うことはないですが、ネット中継に関して新たな意見はということで、それは特になんかではないのですが、これは以前でも一応概要を説明していただいて、例えば、私は私なりにこういうふうにしたらいいのではないかなというのは以前言ったと思います。だから、そういった以前出た意見を基に、もう具体的にとにかく進めてほしいというふうに思います。検討をということですよ。

**○稲田委員長** ほか、ございますか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** インターネット中継なんですけど、以前から当委員会で協議をしているんですけど、前回でしたよね、値段のところと、あと、物品がどの程度のスペックが要るのかってところがありますので、そのところは精査もまだ終わってないかと思っておりますので、そのところをしていただきたいのと、あとは、先ほど少し安田委員も言われてたんですけど、コロナの状況がまだ今後、今も第三波と言われておりまして、どういった形になるのか分からないのもありますので、その辺りも委員会室で感染症対策をして、きちっと開催をできる準備もしつつ、インターネット中継もできるようなしつらえを、同時で用意をしたほうがいいのかなども思いますし、また今、暫定措置で委員会は本会議場でしておりますし、こういった形で広いところのほうがいいのかっていうのもございますので、その辺りも踏まえてどういった形がいいのか、ある程度パターンを、こういったパターンだったらこういったのがいいんじゃないかっていうようなところが、詰めたほうがいいんじゃないかなと考えております。

すみません、これ、特に会派で持ち帰ったわけではなくて、今、お話を聞きながら感染症対策と委員会運営とネット中継と、それぞれまとめて考える必要があるなと思いましたので、意見させていただきました。

**○稲田委員長** ほか、意見ございますか。

国頭委員。

**○国頭委員** 私も奥岩議員がさっき言われたように、今まで機種の経費のことでいろいろ提案はあったと思うんですけど、最後、直前の委員会の際に私も言いましたけど、またさらに、例に挙げたのが大阪府の和泉市の米子と同程度のインターネット中継ですけど、あそこは本当に簡素にやっておられるということで、またそういったところも調べていただきたいと思っておりますので、その辺りの精査をまた事務局さんには大変だと思いますけども、引き続き調査していただきたいなと思っております。今までの意見と、引き続きお願いしたいということの要望でありました。以上です。

**○稲田委員長** ほか、ございますか。

土光委員。

**○土光委員** 私としては、とにかくもう具体的に進めるということをしてほしいのですが、そのためのまず第一歩は、インターネット中継という場合、ライブをやるのか録画放送だけにするのか。例えば、ライブでやるときは、それは当然それに付随して録画中継、つまりライブと録画中継両方やるのか、委員会に関しては、もう録画中継だけにするのか、その前提で機器とかやり方とかランニングコストとか、いろいろ変わってくると思うので、もし、まずそこをもう録画中継だけでいいとして検討するのか、やはりライブが必要か、その辺をまず決める。決めないと具体的な機器とかやり方っていうのはなかなか難しいと思うので、そこをまず決めたらいかがでしょうか。

**○稲田委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** いろいろ材料を出してもらっておりますけども、今出ているシステムのものをいうと、それなりに金額が張るなというのが感覚なんですけど、このコロナ禍ということもありまして、いろいろほかの部分にも予算が必要なこともありますし、正直言うとインターネットの関係でもう少し下げることができるんじゃないかなと、技術革新も大変早い業界でもありますんで、今すぐ結論を出すと、さっき土光委員がおっしゃった録画か

ライブってということも含めて、もう少し情報提供していただいた上で、年明け以降にまた審議をしていくということで、今現在は情報収集をもう少し、事務局の方には申し訳ないんですけどもしていただいて、その材料を持ってまた審議をしていただくという形を取っていただけたらと思います。

**○稲田委員長** ほか、ございますか。

ちょっと私のほうで今日の発言等々も踏まえて、少しまとめたものを発言させていただきたいと思います。

順不同で申し訳ございませんが、岡田委員からございました。確かに、値段が張るものと、ほかの委員からもあったかもしれません。こちらについては、要は配信する部分と、それから委員会室で行う場合、マイクシステムの仕組みですね。今、我々の目の前にあるこういったマイクがないままで、いわゆる全体を集音する形でやっている。ですので、発言する人、ですから委員長、委員、それから当局側でそれぞれがマイクに向かって話をして、それを伝えるという仕組みが、かなりその部分が値段がかさむというふうに伺っておりますので、値段は安いほうがいいんですけども、ある程度のはかかるといふ部分は認識をいただきたいと思います。

また、事務局のほうでは、国頭委員の提案がありました大阪の和泉市でしょうか、要は配信のシステムが安価なのか、それとも、もともとマイクのほうも安価なのか、ちょっと私はそこは存じませんので、そこを含めて確認させてください。もしかしたらマイクシステムは一定の値段がかかっている、それから、配信のほうはもしかしたら簡易な方法でされているかもしれません。そこは確認させてください。

それから、土光委員からございました。ライブ、生配信か、あるいは録画だけでもよいのではないかとということでございましたが、その議論も当然起き得るだろうとは思いますが、そもそも委員会をこの議場でずっと続けていくのか、それとも委員会室で行うのか。この議場でやっているのは、今、暫定的なものだと受け取っております。要はコロナが終息して、要はコロナの影響を考えてこの議場でやっているわけですから、コロナが終息すれば、この状態は解消されます。したがって、いつ委員会室に復帰するのかが明確になるまでは、私はこれ、議論をしても結局二度手間と申しますか、議場ではこういうやり方だったけども、委員会室に戻ったら違うやり方となって、かけなくてもいい予算が2度かかってしまう可能性もありますので、私としては、委員会室に戻ることを前提に、コロナの終息の時期をある程度それが見えるか、あるいは終息した時点で議論を再開してはいいかがかと思っております。

したがって、先ほど安田委員からございましたアクリル板のこともございますし、コロナの状況は日々日々動いていきますので、インターネット中継に関する議論は、また委員長、副委員長と時期を相談させていただいた時点で始めたいと思いますが、いかがでしょうかというのが、私の考えでございますが、どうでしょうかということです。

〔「異議なし」と声あり〕

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** やり方とか機器の検討をするときに、ライブも必要なのか、録画だけでいいのかというのは、前提が大きく変わってくると思います。これは、私、前にも申しましたけど、私はライブはなくてもいいのではないかと考えてます。委員会に関しては、録画だけでいいのではないかと私は考えてます。ほかの委員さんでライブもぜひ必要だという委

員さんがいるのでしょうか。もしなければ、もう録画でという前提で検討をするということで、前に進めれば良いと思うのですが、そこを確認していただけますか。

**○稲田委員長** 土光委員以外の委員に、今すぐ答えろというわけではないですけど、逆にもう私のほうでは、あるいは所属している会派のほうでは、はっきりしてるよってということで、今、答えますっていう方いらっしゃると思いますか。

岡田委員。

**○岡田委員** そこも含めて、金額がライブをやれば高くなる、だから録画だけでいいじゃないかっていうところも、ライブをやってもある程度抑えられる機器が出てくるのかどうかっていうこと、以前はもうある程度こういうもんだって話だったんですけども、これだけ技術革新が激しい世の中ですんで、特に技術革新が激しい部分ですから、ある程度時間がたつと、例えばリアルタイムで配信してもかなり低コストでできるのであれば、それはリアルタイムの配信というのもあってもいいというふうに思っておりますんで、そこも含めて、もう少し時間をかけて議論をしたらどうかなというふうに考えております。

**○稲田委員長** ほか、この件、岡田委員以外で御意見ございませんか。

土光委員。

**○土光委員** この前のいろんな試算、ライブをやる場合、それから録画だけにする場合からいろんなやり方、詳細でいろいろ調べてきていただいた、そういった説明受けています。技術革新云々かんぬんといったら、いつまでも物は決まりません。だから、今の状態でこういうことをするためには、このくらいの予算が要る、これは前回できちっと資料を出していただいています。それを基に、まずはやはりもう録画だけにするのか、いや、どうしてもライブが必要なのか、それは費用の面もあるし、必要性の面もあるし、それは両方考慮しないとイケませんが、今のこの前出された資料を基に、まず録画だけでいいのかどうか、録画だけでいいんだったら、かなり私は費用面もやり方も前に進むことができると思いますので、それをまず決めてから検討、まずそこを決めないと、逆に言うと検討できないと思いますので、そこをまず決めてから進むべきだと思うのですが、いかがですか。

**○稲田委員長** 安田委員。

**○安田委員** そこも含めて検討すべきだと、こう思います。前提が委員会室でありますので、生でやった場合には不穏な発言等があった場合の対応とか、それから、委員会室でどのような形でやっていけるのが一番いいのか、音響的なこともあったりいろいろありますので、その状況に応じていろいろ考えられると、こう思いますので、その辺の取扱いも決めながら、その辺は決めていきたい。そういうふうに思います。

**○稲田委員長** ほか、ございますでしょうか。

又野委員。

**○又野委員** インターネット中継は進めていく方向であると、これは一致していると思います。ですので、時期を見てというのであって、一つ一つ、もしライブ中継か録画のみにするのかとかっていうのがあれば、それ1個ずつでもどうするのかってのをこの議会運営委員会、次のときにでも、まずはそこを決めようとか、やっぱり進めていくために、一つ何か課題があるのなら決めていったほうが良いと思いますんで、積極的に進めていただきたいと思います。

**○稲田委員長** ほか、ございますでしょうか。

そういたしますと、まず、私が先ほど述べました、次、開くのはいつ頃かというのは、

少し状況を見させてください。それから、生配信がいいのか、それか、いや、録画配信のみで構わないかというのは、次回開催したときに、これは必ず確認したいと思いますので、説明の必要もないですが、当然、生配信のほうが値段が高くなって、録画のほうが安くなるのは、これは間違いありません。ただ、機器に関しては、日々変わる部分もございまして、その部分は情報収集は事務局も伴って努めたいと思いますので、その点ではそのように進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、次に移ります。(2)、議会傍聴に係る手話通訳の実施についてでございます。

こちらもどなたからでも結構ですので、何か意見ございましたら、お願いいたします。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 前回でしたっけ、いろいろと事務局のほうからもお話しいただいて、現状がそういうことだというのは理解させていただきました。その上で、まずは傍聴に手話通訳をつけて傍聴されたいという方がおられた場合は来ていただいて、通訳さんも来ていただきたいと考えております。その上で、前回、議会用語が難しいとかそういったようなお話が事務局のほうからあったと思うんですけど、そういったところで打合せをされるのか、それとも、議会のホームページのところに用語が分かるようにも出してあるかと思っておりますので、ぜひそういったところも通訳さんのほうには活用していただけたらなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。できる段階でこちら対応していただきたいなどは考えております。

**○稲田委員長** ほか、意見ございますでしょうか。

こちらちょっと私のほうから考えを示させていただきたいと思います。現在でも議会事務局に手話通訳者をとということがあれば、対応はされている。これは以前から言われていることでございます。今回、これを議題に上げておりますのは、ホームページにその記載がないので、ぜひとも記載してはどうであろうかという意見が、この議会運営委員会で以前あったということを受けて、議会事務局で調査していただき、その資料は前回お配りしておる内容でございます。どういう内容を載せるかということを決めたいのですが、前回と、それから今回、今、奥岩委員からございました。その中で私と副委員長、あるいは事務局、議長、副議長の意見をいただきながら、皆さんでこれまでの話の中で、ある程度合意を見ているところ、この範囲だったらできるのではないかという部分が、私も議事録読ませていただく中であると思っておりますので、そういった内容をホームページに載せる案を次回持っていきたいと思いますが、そちらでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 今、委員長、現在でも手話通訳の対応をしているというふうに言われましたよね。だから、今でも例えば該当者が聞きたいから手話通訳をつけた形で、いついつの、それは分からないが、というように要望すれば、手話通訳の方に来ていただいて、そういうように今でもそういう運用をされている、するんですか。私は初めて今、聞いたんですけど。

**○稲田委員長** 松下局長。

**○松下事務局長** 今、委員長が言われましたけれども、明確なものを決めているわけではなかったんですけども、以前スポットで対応をお願いしますというような話があったときに、対応をしてきたという経過がありますので、実際にはその後ありませんが、もしも

あれば、スポットで対応をしていきたいというふうに考えております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、今でも要望があれば、もう実際手話通訳に来ていただくということ、議会としてはそうやるということになってるんですか。というのは、この前のときに、じゃあ、金額いついつ、幾らにするかとか、いつの時点で来てもらうとか、手話通訳はこの場所でやるか、そういうことが何か検討課題だという説明だったと思うんですよ。だから、それを聞く限りは、検討しているというのは分かるけど、今、対応しているということになるんですか。そこがよく分からないから聞いてます。

○**稲田委員長** 松下局長。

○**松下事務局長** 改めて説明を申し上げます。過去に一度スポットで対応したことがあります。それで、ただ、今後もあれば事務局としては対応していきたいと、ただ、きちっとした議員の皆様のご意見とか、そういったものをお聞きしてないところがございました。それと、費用的なところもございますので、それで今回、議会運営委員会で取り上げていただいたということでございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、以前はたまたまそういう要望があつて、ある意味で緊急的にかどうか分かりませんが対応したと。ただ、それを一応ルールとしてきちんと確認をしたいからということで、今回の提案なんですよね。そういう意味なら分かります。だから、私の意見ですが、この前も申し上げましたけど、基本的にできることは対応していく、そういう姿勢でいいのではないかとというふうに私は思っています。

○**稲田委員長** ほか、ございますでしょうか。よろしいですね。

そういたしますと、(3)、請願書・陳情書の押印についてでございます。

まず最初、こちら一応念のため、確認として私から目的の部分を書いておきたいと思っております。陳情書・請願書の提出の際は、これまで、現在もそうですが押印を求めています。少しでも市民の皆様からの請願書・陳情書の提出に対しては、それが障壁になってはいけないと思うところです。それから、昨今、押印廃止の流れがございますので、他議会でもそのような取扱いを行っているところがございますので、以上を目的として、今回提案をしております。

まず、皆様に確認をいたします。この押印について、今は押印とございますが、署名または記名押印として、押印がなくても請願書・陳情書を提出できることのほうにしたいと思っておりますが、こちらの方向でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田委員長** では、又野委員。

○**又野委員** 一応、確認ですけれども、今のお話ですと、署名の場合は押印はなしで、署名、自分で自署してない場合は、何かで印字した場合とかは押印が要するという方向でということでしょうか。

○**稲田委員長** はい、そうです。

又野委員。

○**又野委員** 私どもの共産党議員団のほうでは、署名でも署名じゃない記名でも、押印はなしでもいいのではないかと話にもなっているんですけれども、そこら辺は検討はされないのでしょうか。

**○稲田委員長** どの部分を持ってよし、よしというか、廃止とするかですね。署名が書かれれば、そこで担保されるものと私は思っておりますし、それから、あとは署名または記名にするか、署名または記名押印とするかですよね。私は署名または記名押印のほうがよいのではないかと考えて提案はしております。どうしても署名または記名と、あるいは署名のみがいいか分かりませんが、そのような意見がもし手が挙がって、多ければまたそれを諮りますが、ほかの皆さんはいかがでしょう。

もしよろしければ、署名または記名押印でお考えいただくとよいのですが、どうでしょうか、又野委員。

**○又野委員** 全く押印なしということでは皆さん、そこまででないということであれば、取りあえず今回の段階としては、署名または記名押印でよししたいと思います。

**○稲田委員長** 続きまして、それを実施する時期についてでございますが、いつ頃がよいか、委員の中からどなたでも結構ですので、発言いただければと思います。

安達委員。

**○安達委員** 会派では、細かいところまで一致ということではないですが、この間頂いた資料を基に話し合いの中の資料にしたんですが、特段米子市が、議会が先んじてっていうところまではいいじゃないでしょうか。標準会議規則の改正とかそういったところのスタートと一緒に合わせたらいいじゃないですかという時期を話し合ってきております。以上です。

**○稲田委員長** 安達委員、確認でお尋ねします。標準会議規則のほうの改正があればその時期に伴ってという意味で、ちょっと私も正確に調べておりませんので、間違っていたら申し訳ございませんが、その時期というのは、見通しはございますでしょうか。

安達委員。

**○安達委員** 規則改正を伴いますので、そこは手続を踏んでやっていこうじゃないかっていう考えを持っておりました。

**○稲田委員長** 確認で、要は改正されればそのときで、特にその時期が何年何月何日というわけでは今のところないと。

〔「ということですよ」と安達委員〕

**○稲田委員長** 安田委員、手が挙がりました。

安田委員。

**○安田委員** ある程度合意が取れるのであれば、時期がいつになるか分からないような状況で、このままずっと投げておくっていうのもどうかと思います。県議会のほうでもきちっと対応してやってみたいですので、来年度から実施ということで決めさせていただけたらと思います。

**○稲田委員長** 安田委員から、来年度とございました。安達委員の時期と、それから安田委員の時期と、それ以外の御意見ございますでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** 変更するためには、規則の改正が必要なんですね。その改正というのは、議決事項になるのですか。

**○稲田委員長** はい、そうです。

土光委員。

**○土光委員** とすると、議決事項だから次の議会は3月、このために臨時議会開く必要は



ないと思うので、3月で正式に決めて4月から、つまり来年度からというのが自然な流れではないかと思えます。

**○稲田委員長** まとめますと、新年度からという御意見が2人ございました。

ほかに。

又野委員。

**○又野委員** 3月議会で議決して、新年度からでよろしいかと思えます。

**○稲田委員長** どうでしょう、ほかの手が、いいですか、新年度。安達委員、どうでしょう、新年度。

安達委員。

**○安達委員** いいですよ。

**○稲田委員長** よろしいですか。

**○安達委員** そこは、具体的にこの日をもって定めて会派で考えてませんので、そこは皆さんの意見に合わせてスタートにすればいいと思えます。

**○稲田委員長** そういたしますと、新年度から実施ということで確認させていただいたということでもよろしいですね。では、事務局、対応のほう、今後よろしく願いいたします。

協議事件2は以上といたします。

続きまして、協議事件3、その他でございます。まず、私のほうから1点申し上げます。

11月24日の議会運営委員会の終了の直前のその他の項で、土光委員が発言されておられます。ある2件の議長に対する通知について、御発言がそのときございました。その際、どういった内容か確認ができませんでした。せんだってその確認をさせていただきました。一応、また改めてとなりますが、そのことについて、土光委員の発言というか意見を求めたいと思えます。

土光委員。

**○土光委員** 先回、私が言ったことを繰り返しになりますけど、改めて申し述べます。

先回言ったことは、これまで議長宛てに市民から、この市民というのは、例えば陳情は市民だけ対象じゃないので、広い意味の市民というふうにとってください。市民から何らかの意見とか要望とか質問とか来た、私は2件把握してて、そのことを一般の議員、議員全員に、来たことも含めて周知されていなかったということがあるというふうに言いました。これって、やはり市民から見れば、議長宛てに何か意見、要望、質問をするというのは、あくまでも議会にしてるわけであって、それをただ宛名上は議長宛てにしているだけで、それを議員全員に来たという事実を含めて周知しないのは、おかしいのではないかとことです。だから、その辺の事実関係を確認してください。

それから、実際、周知をしないという対応をされたのですが、その辺の、議長がなぜそういうふうな判断をしたかという説明を求めたいということを以前言いました。

**○稲田委員長** 松下局長。

**○松下事務局長** 手続の関係ですので、事務局から説明させていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

土光委員さんの言われました2件のうち1件につきましては、先般、陳情審査の際に報告をさせていただいたところです。そして、もう1件でございますけれども、これは令和元年の11月に陳情として出てきたもの、それで、それを審査をさせていただいて、その陳情の審議結果というのを令和元年の12月に提出者に送付いたしました。そして、令和2

年の5月になりまして、この陳情結果に対して、この部分、ちょっと質問があると、議長に回答してほしいという内容でございました。そして、最終的に令和2年の8月に、これにつきましては、議長名で文書回答をしたところでございます。それで、全議員さんに配付しなかった理由でございますけれども、この団体から特に全議員に配付してくれというような要望も希望もなかったというところ、それと、この団体さんは、議長から回答があればそれでいいという話がありましたので、全議員には配付しなかったというところでございます。

**○稲田委員長** よろしいですか。

土光委員。

**○土光委員** だから、経緯は分かりました。要は今年度、何らかの形で市民から議会に、文書は議長宛てだと思います、議会に寄せられたものが2件あった。一つはこの前の陳情で議論されたもので、その陳情結果に関して文書の体裁は通知、ただ、実際の内容を見ると抗議に近いような文書が議長宛てに寄せられてた。それから、もう一つは、それとは別個に、これも陳情の結果を受けてということですけど、市民団体が、この陳情の理由こう書いてるけど、ここはよく分からないからということで、質問の形で寄せられた。今の話では、その質問には回答を議長名でしたという事実ですよ。それで、だから事実は分かりました。じゃあ、なぜそういう対応をしたか。前回の陳情人は足羽さんですけど、その文書に関して、なぜ議員に周知しなかったかという説明は、一応この前の議運でも議長から直接説明をいただきました。その理由は、私としては納得できない部分があるんですけど、一応議長から説明を受けました。

じゃあ、もう1件の市民団体から陳情の結果、文書に関して、これは質問の形で来ているはずですが、質問です。それをなぜほかの議員に周知しなかったのか。それから、回答してます、これ議長名で回答してます。議長名で回答するということは、議会としての回答です。議会としての回答をほかの議員何も知らなくて、どこで協議したのか知らないけど、それを議長名で回答するということを行われているけど、なぜそういうふうにされたかという説明を求めます。

**○稲田委員長** 松下局長。

**○松下事務局長** 先ほどの土光委員さんの質問ですけども、これにつきましては、先ほども少し説明をしました。この全議員に配付してほしいという特に希望がなかった。それで、議長から回答をいただければいいという話がありましたので、事務局といたしましても、議長に、この全議員に配付が必要じゃないかというような進言を事務局としてしなかったというところで、最終的に議長名でその団体さんだけに回答したという経過でございます。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 一つは、議長宛てに市民もしくは市民団体から何らかの質問、意見が寄せられたときに、市民は当然、議会に対して文書を出しているわけですが、議長個人ではないです。だから、それを、当然その市民は、今、全議員に配付してくださいという、そういった明確な要望がなかったと言われるけど、それは市民から見れば、そんなこと言う必要がないわけですよ。議会に質問、文書を出して、体裁は当然議長宛てです。議会に出すんだから、当然議会は集合体です。当然、議員にもその文書は周知されて、何らかの対応を得られるものだと普通思います。ただ、その辺は擦れ違いがあったというのはそうなのかも

しれないけど、市民から見れば、議長に何か文書を出すというのは、この議会に出している。そこは、もし今までそういった認識がないんだったら、そこは改めるべきだと私は思います。

それから、もう一つ、この足羽さんの陳情に関して、この前の議長の説明で、なぜ議員に配付しなかったか。理由は、内容自身が議会がきちんと議論して、ちゃんと審議して結論を出した、そのことに関して要は抗議、それはおかしいんじゃないかみたいな内容だったので、そういう内容は周知する必要がないと判断したと議長は言いました。もしその判断基準、私は同意はできませんけど、もしその判断基準だったら、じゃあ、もう一つの市民団体からの文書、これは単なる質問です。異議とか何か、抗議の内容ではないです。単なる質問です。そんな判断基準で、なぜ質問は周知しなくていいということになるのですか。説明をお願いします。

**○稲田委員長** 松下局長。

**○松下事務局長** ちょっと私から説明させていただきたいと思うんですけども、土光委員おっしゃるとおり、ちょっと事務局としてもそういった認識が足りなかったというところがございますので、この辺は素直にしっかりと反省していきたいと思います。

**○稲田委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** 先ほどから意見が出てますけれども、一つは、まず議会とはいっても、議長というポジションがあって、議会を統括する立場でありますんで、一定の議長の判断があるというのは当然のことだというふうに思っておりますんで、ただ、そのときの判断が、例えば議会全体で、やっぱり議長こういうふうにしてほしいということがあれば、またその時々で議論をするということは必要だと思いますけれど、基本的には議長は我々が選んで、議長の職を全うしていただいておりますんで、その判断というのは一定限度というか、当然ですけど尊重していききたいというふうに思います。

それで、先ほどからありますように、全体に周知するということが、原則とすると議会議員にある程度周知をしていただきたいということもありますし、あとはやっぱりその議長の判断の中で、やっぱり個人に対する誹謗中傷であるとかそういうものに関してはきちんとフィルターをかけていただく。やっぱり議会を総括していただいているのは議長ですんで、その重い判断で、やっぱり判断を僕はしていただきたいというふうに思っておりますんで、あと、こういったような意見が今、土光委員から出てますけれど、その都度、議会として市民から寄せられる情報の議会としての捉え方というか扱い方については、いろいろ議論をしていく必要があると思いますけれど、今回のことに関しては、私は議長の取られた行動には是というふうにしていききたいというふうに思っております。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 一定の議長の判断がある、それは私も認めます。その判断をなぜどういう判断をしたかを聞いているのです。足羽さんの陳情は、内容がちょっと違うんじゃないのというような内容だったから周知しなかったというふうに議長は言われました。もう一つの市民団体の文書は質問です。その判断基準で、何で質問に関して議員に配付しないという判断になるのですか。それを説明してください。

**○稲田委員長** 松下局長。

**○松下事務局長** 私から改めてお答えしたいと思います。市民団体に関する質問状、また回答について、全議員さんに配らなかったと、理由につきましては、そういった認識が不

足していたというところがございますので、これは素直に反省していきたいというふうに思っております。以上です。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 認識が不足というのは、市民団体もしくは市民が議長宛てに何らかの文書を出すときに、市民の立場から言えば、当然全議員に周知されるものだというふうに思っているという、そういう認識が足らなかった、その認識を改めるということですか。

**○稲田委員長** その前に答弁されてるのは、議員に配付というようなものの要請もなかった旨もありますよね。

〔「そうです、はい」と松下事務局長〕

**○稲田委員長** まとめますと、認識の部分も言及されてますし、それから、もともとそれを議員に配付せよという要請もなかったという、集約すると2点を答弁されてますので、そのことで、あと、土光委員がまだ意見があると思いますけど、一致を見なければ、ある程度のところで終わりにしますので、よろしくをお願いします。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 今、お話聞いてますと、多分土光委員さんのお話、今議会、12月定例会に出てた陳情のお話ですよね。違いますか。

**○稲田委員長** 一部。

〔「もう1件あります。」と土光委員〕

**○奥岩委員** 陳情は、この議運で委員会審査もさせていただいて、本会議議決を経た結果ですので、私としましては当時の今議会中の議運の中で、当局の当時の対応も聞いておりますし、今、事務局長からもお話がありました。双方の提出者さんは通知と出しておられましたけど、質問をされたい。質問をする際は、こういうふうにしてくださいよというようなお話もあったっていうのは、そのときに少し伺っておりますので、全議員に議長宛てに文書が来たときに、全議員に周知をしてくださいっていうのが今、ルールの中でできますよね、確認です。

**○稲田委員長** 少し整理をさせてください。ちょっと大分戻って恐縮なんですけど、2件の陳情をと土光委員が最初言われて、一つは表現が難しいですね、8月の中旬に回答されたほうと、それから、一つは7月22日に出された通知と2件のことで、7月22日のほうは、全議員にもう既に配付が終わっております。8月の19でしたかね、中旬に回答されたのが、議長名で回答はされたけれども、それは全議員に知らせるべきではないかというところで、事務局のほうは、まずは、そもそものその要請がなかったこと、それから、認識についてちょっと違いがあったというようなことを言われてます。このことについて、土光委員が、奥岩委員も意見言われましたけど、そのことについて、何かお聞きになりたいことがまだあるということですか、土光委員。

土光委員。

**○土光委員** ちょっと今の委員長の認識異なります。この前の陳情に足羽さん、これは通知という文書が来たのは7月の22日です。それは周知しなかって、議長がどういう考えでしなかった、それはやり取りである程度分かりました。

もう一つは、質問が来たのは5月の29日です。5月の29日です。質問が来たということ、来たという事実、それから、どういう質問が来たということを議員には、全議員には周知をされていません。だから、まずは私が聞きたいのは、そこはなぜなんですか。

ちょっと違うんじゃないのという内容ではないです、質問ですから。これはどういう判断基準で周知しなかったんですかというのを聞いてるんです。そのときに、多分、これはちょっとボタンの掛け違いなことだけど、質問が来たときに、全議員に周知してくださいというそういった文言、そういった明示がなかったから、受けたほうはそこまではないのかなという解釈をしてしまったというふうに言われました。

ただ、それは何度も言いますけど、市民から見れば、議長宛てに出す、議会に出す文書は、当然全議員が見てもらえるもんだと思ってます。思ってるので、出したときに、あえて全議員に周知してくださいと、普通言わないんです。だから、そこはボタンの掛け違いだったというのは、それはそれでいいです。

先ほど松下局長がボタンの掛け違いあったので、そういう意図だとは理解しなかったからそうしなかった、それはそれでいいです。だから、あえて全議員に周知してくださいというそういった文言、要望があえてなくても、そういうもんだとこれから受け止めるということなのですか。もし、そう受け止めるんだったら、これからは議長宛ての文書は原則全議員に配付、そういった運用をこれからはされるのですかということを確認したかったんです。

**○稲田委員長** 土光委員、議会運営委員会で、要は議長に届いた文書ですよ、議長宛てですよ。それが中は云々は別として、議長宛てに届いたものに対して、議会運営委員会でどう扱うべきかを決めるものは、我々の範疇を超えていると思います。

土光委員。

**○土光委員** 議会運営委員会で決めるようなことではないというのは同意します。ただ、議長は議長の判断で結果的にこの2件とも周知はしなかった。判断の基準は、この7月22日の足羽さんの通知に関しては、一応こういう考えで周知をしなかった。もう1件はなぜ周知をしなかったかは、今のところ説明がないです。だから、議会運営委員会でそのルールを必ずしも決めなくていいと思いますけど、少なくとも議長はどういう判断でそういう対応をしたのか、説明はすべきですということです。

**○稲田委員長** ですので、その説明の場がここではなく、土光委員から直接、岩崎議長とお話をされてはどうでしょうかということに最終的にはなろうかと思います。ちょっと安田委員、手が挙がりましたね。

安田委員。

**○安田委員** 委員長にちょっと整理してほしいんですけども、議会運営委員会でやらなければならないってことは、3つあったと思うんです。その3つが、この議会運営委員会をするべきであって、今やっている発言っていうのは、議会運営委員会ですべきではない発言だと、こう思いますので、ここで取り上げる必要がないと、こう思います、いかがでしょうか。

**○稲田委員長** 私も範疇を超えていると先ほど発言いたしました。全てを制止するつもりはございませんけれども、安田委員からもございましたし、私もそう判断いたしましたので、この件に関しては終結というふうにいたします。

土光委員。

**○土光委員** 個人的に議長と話せという問題ではないです。議長は、議会の代表として公の行為をしたんです。私個人が言っとるわけではないんです。だから、その説明は公の場ですべきです。それが議運でないと言うんだったら、どこでするんですか。

（「議長が判断するだわい、諮問するだわい。」と声あり）

その判断の説明はどこでするんですか。市民に対しても、この議会、公でするというのは、そういった議長の考え方、判断を市民に対して説明するということになるんです。これは議事録に残ります、傍聴もできます。議長は市民、市民団体から来た文書をどう扱うか、それは市民に対して説明する義務があります。その場がここじゃないんですか。

（「委員長、進行。」と声あり）

**○稲田委員長** 私は先ほど申し上げたとおり、この案件は議会運営委員会の範疇を超えていると思いますので、先ほど土光委員にお伝えした内容で履行していただきたいと思います。

その他でほか、ございますでしょうか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 随分というか、ちょっと前になりますけど、議運の委員が変わってからの案件で、提案事項があったかと思います。うちの会派のほうから、議会のスマート化のほうの提案もさせていただいておりましたので、こちらのほうも本日、本会議最後、市長のお言葉の中にも、国のほうもこのコロナ禍においてICT化、どんどん加速度的に進めていくようなお話もございましたので、本市におきましてもスマート化進むというお話も聞いておりますので、我々議会側としてもICT化、ペーパーレス化といったものに向けて、そろそろ研究を始めたほうがよいのではないかと思いますので、こちらのほうお願いいたします。

**○稲田委員長** はい、次回以降取り込みたいと思います。

ほか、ございますでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** さっきの話を委員長がそう言うんだから、それ以上ちょっと言えませんが、その中で議運の役割は3つあるというふうに先ほど安田委員が言いました。委員長もそういう認識なんですか。

**○稲田委員長** はい、そうです。

**○土光委員** そうすると、これは別に今じゃなくていいです。議運の、私も議運に入ったのは、実は今回初めてなので、その辺の認識ちゃんとしたいので、議運の役割は3つ、これを文書できちっと示してください。

**○稲田委員長** 今、読み上げます。

**○土光委員** いや、文書で、読むだけじゃない、文書配ってください。

**○稲田委員長** そういたしますと、この場ではないですが、全議員に配付されております米子市議会関係例規集というものがございます。

**○土光委員** お願いします。

**○稲田委員長** そちらの8ページの一番下段ですかね、第5節委員会というところで109条にて述べられておりますので、そちらで御確認ください。

土光委員。

**○土光委員** その他ということでもいいですか。

**○稲田委員長** はい。

**○土光委員** 今回の議会の中で、都市経済委員会、陳情の審議がありました。そのときに、陳情人が資料を配付したいと要望しましたが、委員長認めませんでした。この辺のなぜ認

めなかったかというのは、非常に私は疑問で、これまでの議会の運営とかやり方、大きく私は外れていた判断ではないかと思ってます。その辺に関して事実経過の説明、それから、なぜそういう判断をしたのかというのを説明していただく場をこの議運で設けていただくことを要望します。

**○稲田委員長** お答えいたします。都市経済委員会の中で行われたことであります。今城都市経済委員長の中で、その陳情審査における過程で適切に判断されたものと思いますので、この委員会では取り上げないことといたします。

土光委員。

**○土光委員** その委員会の中での運営云々は、議会運営委員会では一切議論の対象外ということですか。

**○稲田委員長** 今城委員長からお話をいただいております。簡潔に申しますと、土光議員が賛同議員として説明する際に、資料配付を求められた。しかしながら、賛同議員は賛同理由を述べるのみという扱いにおいて、その部分は取り上げられなかった。その後、であるならば、参考人といったほうがいいですかね、参考人からとございましたが、それは、先ほど土光議員が出されたものをそのまま参考人に渡して、それで配るというのを、委員長がその場で現認されていたと。であるならば、それはおかしなことではないかと、適切でない判断された旨を伺っておりますので、私もその取扱いが正しい判断であったと認識しております。以上です。

土光委員。

**○土光委員** だから、議運の役割として、各委員会の運営の仕方に関しては、議運で協議事件として取り上げるというのは、それは議運の中だという理解でまずいいんですか。

**○稲田委員長** どのように御理解いただいているか、私も精緻には分かりませんが、あらかじめその件は今城委員長からお話をいただきました。今城委員長の取扱いが適切であったと判断したので、冒頭の回答をしたという経緯でございます。

土光委員。

**○土光委員** いや、まず私の聞いていることに答えていただきます。そういうことを議運で議論するというのは、それはありと思っていいんですか。

**○稲田委員長** 状況によります。

岡田委員。

**○岡田委員** それぞれの委員会があるわけですので、当然そこには委員長もおられますし、最大限そこを尊重するというのが第一だろうというふうに思いますんで、その上で議運の中でも審議すべきことがあるのであれば、事前に委員長、副委員長のほうと協議をしていただいて、ここで審議するに足るということであれば、委員長が採用するというにしていただければというふうに思います。

**○稲田委員長** 安田委員。

**○安田委員** 私のほうからもちよっとお願いをしておきたいと思うんですけれども、今回、いろんな形で陳情とか請願とかの取扱いに関して、いろんなことがありました。改めて議論していただきたいと思うんですけれども、果たして市外の人からの分を受け付けるのかどうかということも含め、それから、資料に関しても提出期限があるわけです。それを超えてからの提出が本当にいいのかどうか。それも議運の中で協議していただきたいと思います。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、私がその他で取り上げていることをまず対応してください。だから、議運で当然各委員会の委員長の判断、それは尊重すべき、それはそう思います。ただ、それに関して、場合によってはこの議運で事実確認をする、その運営が適切であったかということをご議論するというのは、私はあると思います。だから、今回は事実経過に関して、それからルールのごというルールかごという確認。先ほど、例えば陳情者の資料提出は期限があると言いましたが、本当にそれ、あるんですか。そういったことも曖昧です。だから、そういうことをこれからのことがあるので、明確にするためにも、その前回の都市経済委員会事実経過、それから委員長の判断の根拠、それを確認して、これからの運営にそれは生かすべきだと思いますので、そういった意味でそれを、別に今すぐじゃなくて当然いいです。改めてそれをきちっと事実経過を含めて判断の根拠、必要なルール化、そういったことをしてほしいと思いますという要望です。対応していただけますか。

○**稲田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** すみません、1点。

○**稲田委員長** ちょっと待って、違う話。

○**奥岩委員** 同じです。

○**稲田委員長** どうぞ。

○**奥岩委員** 先ほど安田委員と土光委員のお話にもありまして、委員長のほうには私も総務政策委員会委員長でございますので、御報告はさせていただいたんですけど、今回の12月定例会におきまして、陳情の取扱いについてということで委員会から報告を上げさせていただいておりますので、そちらのほうもまた議運のほうで御協議お願いいたします。

○**稲田委員長** 後ほどまた確認で私が申し上げたいと思います。

その1つ前、土光委員からございました。私、先ほど答えている内容で、土光委員からの質問には答えているとは思いますが、また状況を見させていただいて対応はいたしますけれども、全てにおいて回答することはお約束できません。

(「委員長が整理して。」と声あり)

○**稲田委員長** 国頭委員。

○**国頭委員** 先ほどありましたけど、陳情の参考資料というのは、今議会でもうちのほうの市民福祉は、後からの追加資料として提出された場合でも扱っております。だから、委員長の判断でそれが自由ってごいうことだったら、それなのかもしれませんけど、私は統一的なものはあってもいいのかなと思っておりますので、先ほど土光委員が言われたことってごいうのは、今後どうしていかってごいうことの基準となるものをしっかりとやっぱり議運ってごいうか、議会をつくなくちゃいけないんじゃないかなと思ってますので、委員長判断だけで全部決められるものではないと思いますので、その辺りは基準ごいうものをつくっていただきたいなと思ってますので、御検討いただけたらごうと思っています。

○**稲田委員長** そういたしますと、奥岩委員からもございました。安田委員からございました。一部発言された土光委員、国頭委員からもございました。総じて言わせていただければ、陳情審査の在り方について、いろいろな課題、問題とごいういいか分かりませんが、課題が見えております。また、12月11日に開催された総務政策委員会の陳情審査において、その内容から奥岩総務政策委員長からも、私に陳情審査の在り方について検討すべきごいう旨の申入れもいただいております。今日出ました意見、それから過去にあっ



たこと等々も見させていただきながら、これは当初、議会運営に関する提案事項の中にも盛り込んでございましたので、その内容を先ほどのスマート化とともに、今後審議をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

その他で、ほかございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** 議長、副議長、ございますでしょうか。

〔「ありません」と岩崎議長〕

○**稲田委員長** では、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

**午後 3 時 0 1 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

議会運営委員長 稲 田 清